

○職員定数条例

〔平成 11 年 4 月 1 日〕
〔条例第 7 号〕

改正	平成 13 年 5 月 30 日	条例第 4 号	平成 23 年 8 月 30 日	条例第 7 号
	平成 17 年 3 月 1 日	条例第 11 号	平成 26 年 8 月 29 日	条例第 5 号
	平成 19 年 3 月 30 日	条例第 13 号		

(定義)

第 1 条 この条例でいう「職員」とは、一般職の常勤の職員（副管理者及び臨時雇用者を除く。）をいう。

(職員の定数)

第 2 条 職員の定数は、次に掲げるとおりとする。

- | | | | |
|-----|-----------------|------|---------|
| (1) | 連合長の事務部局の職員 | | 106 人 |
| (2) | 議会の事務部局の職員 | 事務局長 | 1 人 |
| | | 書記 | 2 人 |
| (3) | 選挙管理委員会の事務部局の職員 | | |
| | | 書記長 | 1 人（兼務） |
| | | 書記 | 1 人（兼務） |
| (4) | 監査委員の事務部局の職員 | 事務局長 | 1 人（兼務） |
| | | 書記 | 1 人（兼務） |
| (5) | 消防職員 | | 66 人 |

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(定数の特例)

2 消防職員の定数は、本則第 2 条第 5 号の規定にかかわらず、次の表の左欄に掲げる期間に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げるとおりとする。

期間	消防職員定数
平成 24 年 4 月 1 日～平成 25 年 3 月 31 日	67 人
平成 27 年 4 月 4 日～平成 28 年 3 月 31 日	67 人
平成 28 年 4 月 1 日～平成 29 年 3 月 31 日	68 人

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成 13 年 5 月 30 日条例第 4 号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成 17 年 3 月 1 日条例第 11 号）
この条例は、平成 17 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 19 年 3 月 20 日条例第 13 号）
この条例は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 23 年 8 月 30 日条例第 7 号）
この条例は、平成 23 年 9 月 1 日から施行する。

附 則（平成 26 年 8 月 29 日条例第 5 号）
この条例は、平成 26 年 9 月 1 日から施行する。